

日本政府ガイドライン		国連ビジネスと人権に関する指導原則		OECD 多国籍企業行動指針/ デュー・ディリジェンス・ガイダンス	ILO多国籍企業宣言	対話	ステークホルダー（利害関係者）
3. 人権方針（の策定）		方針によるコミットメント （指導原則16）		(1)責任ある企業行動を企業方針・ 経営システムに組み込む	・一般方針 国際的に認められた人権に関連する実際の ／潜在的な負の影響に関するデューディリ ジェンスの実施（10（d））		
4 人 権 デ ュ ー デ リ ジ エ ン ス	4.1 負の影響の 特定・評価	人 権 デ ュ ー デ リ ジ エ ン ス （ 指 導 原 則 1 7 ）	企業の活動・取引関係の結果と しての実際の／潜在的な負の影響 の特定・評価（指導原則18）	(2)企業の事業、サプライチェーン およびビジネス上の関係における 実際の／潜在的な負の影響の 特定・評価	実際の／潜在的な人権への負の影響の特定 ・評価（潜在的に影響を受けかねない集団 のほか、労働者団体を含め、該当する企業 の規模並びにその事業の性質及び内容から 見て適切な利害関係者との有意義な協議を 含む）（10（e））		
	4.2 負の影響の防止 ・軽減		負の影響を防止・軽減するた め、影響評価の結論に関連する 全社内部門・同プロセスに組み 入れ、適切な措置を実施 （指導原則19）	(3)負の影響の停止・防止・軽減	・雇用 ・雇用促進 ・社会保障 ・強制労働の撤廃 ・児童労働の実効的廃止 ・機会及び待遇における均等 ・雇用の安定		
	4.3 取組の 実効性評価		負の影響への対応の実効性に 関する追跡評価（指導原則20）	(4)実施状況・結果の追跡調査	・訓練 ・労働条件・生活条件 ・賃金、給付及び労働条件 ・安全衛生		
	4.4 説明・情報開示		負の影響への対処方法に関する 情報提供（指導原則21）	(5)負の影響への対処方法の伝達 （情報開示）	・労使関係 ・結社の自由及び団結 ・団体交渉 ・協議 ・救済へのアクセス及び苦情審査 救済のための効果的な手段の提供（65） 苦情申し立ての権利の尊重（66） ・労働争議の解決		
5. 救済（負の影響への対応/ 苦情処理メカニズムの構築）		是正（指導原則22）／企業の苦情処理 メカニズムの構築（指導原則29）		(6)是正措置をの実施／是正のため の協力		対話	

出所：日本政府「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」、OECD「多国籍企業行動指針」、
「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」、ILO「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言（多国籍企業宣言）」から作成